

令和 8 年度

平成 26 年度以降に高等学校や高等学校等専攻科へ

入学されたお子様がいる保護者の方へ

高知県高校生等 奨学給付金申請の ご案内

返還不要の給付金です。

要件に該当し、受給を希望される方は、提出期限
までに申請書を提出してください。

授業料以外の教育費の支援です。

令和 2 年度から、専攻科の生徒も対象となり
ました！

高知県

目 次

奨学給付金について

1	奨学給付金とは	1
2	支給対象者について	1
3	支給要件について	2・3
4	給付金の支給額等について	4・5
5	申請手続きについて	6
6	書類の提出先について	6
7	奨学給付金の受給資格認定や支給について	6
8	申請にあたっての注意事項	7

提出が必要な書類について

- ・生活保護における高校生等本人に係る
生業扶助（高等学校等就学費）措置世帯の方 7・8
- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が
105,500 円未満である世帯および 182,500 円未満である世帯 9・10
- 専攻科生徒で
- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が
105,500 円未満である世帯および 105,500 円以上 264,500 円未満かつ
扶養する子が 3 人以上いる世帯 10・11

記入例

- ・受給申請書 12～15
(専攻科) 16～19
- ・扶養誓約書 20

参考

- ・高校生等奨学給付金 対象確認シート 21・22
(専攻科) 23・24

よくあるお問い合わせ

25・26

奨学給付金について

1 奨学給付金とは

- 奨学給付金は、授業料以外の教育費に対する支援制度です。
高知県では、平成 26 年度以降に高等学校等に入学したお子様のいる生活保護受給（生業扶助（高等学校等就学費）措置）世帯または住民税非課税世帯～中所得世帯等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、世帯構成等に応じて、奨学給付金を支給します。
※高等学校等専攻科の生徒も対象となります。
- 返還不要です。
- 奨学給付金を利用するためには申請が必要です。
- 保護者等の方が高知県外にお住まいの場合、その都道府県の制度が適用されます。

2 支給対象者について

平成 26 年度以降に高等学校等に入学した高校生等が属する、高知県に住所がある世帯で、生活保護における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯の方、保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税～少額である世帯の方などが支給対象となります。（詳細については 2 ページで確認ください）

市・県民税課税（所得）証明書

賦課地 高知市XXX町XX丁目XX番地
氏名 高知 太郎
令和〇年度(令和〇年分)

所得金額合計	¥
給与収入	¥
以下余白	
所得金額の内訳	
給与所得	¥
以下余白	
分産・山林等の所得金額の内訳	
以下余白	

上記のとおり相違ないことを証明します。

所得控除額合計 ¥

所得控除額等の内訳	
社会保険料控除	¥
扶養控除	¥
基礎控除	¥
以下余白	

市・県民税額合計 ¥

市・県民税額の内	
市県民税均等割	¥
市県民税所得割	¥
県民税均等割	¥
県民税所得割	¥
扶養等の内	
扶養人数	合計〇人
年少扶養	〇人
その他扶養	〇人
以下余白	
課税標準額の内訳	
総所得	¥
以下余白	

※電算打した証明内容に追加した手書は、市長印で特に表示したもの以外は無効です。
※単位＝円

令和 年 月 日
〇〇市長 〇〇 〇〇 公印

課税証明書見本（高知市の場合）

※市町村によって様式が異なりますので
ご注意ください。

※道府県民税所得割額及び市町村
民税所得割額の保護者等全員の
合計を確認してください。

3 支給要件について

令和8年7月1日（基準日）現在で、下記1～3の要件全てに該当する方が対象となります。

1 高校生等の保護者等で、高知県内に住所を有していること

2 国籍及び所得：下記ア～ウのいずれかに該当すること

（国籍については3ページの■国籍・在留資格等の要件についてをご確認ください。）

○高等学校（全日制・定時制・通信制課程）の場合

ア 高校生等本人の国籍が**日本等**であり、下記①又は②に該当する世帯

- ① 生活保護における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯の方
- ② 保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（親権者又は主たる生計維持者が両親の場合、2名の合計金額）が
 - ・非課税（0円）である世帯の方
 - ・合計が105,500円未満の世帯の方
 - ・合計が105,500円以上182,500円未満の世帯の方

イ 高校生等本人の国籍が**日本等以外**であり、下記①又は②に該当する世帯

- ① 生活保護における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯の方
- ② 保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）である世帯の方（親権者又は主たる生計維持者が両親の場合、2名の合計金額）

○専攻科の場合

ウ 生徒本人の国籍が**日本等又は日本等以外**であり、下記①に該当する世帯

- ① 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割（主たる生計維持者が両親の場合、2名の合計金額）が
 - ・非課税（0円）である世帯の方
 - ・合計が105,500円未満の世帯の方
 - ・合計が105,500円以上264,500円未満でかつ扶養する子が3人以上いる世帯の方

3 下記ア～ウのいずれかに該当すること

ア 生徒が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者である方

（高校生等・新修学支援を含む）

イ 生徒が高等学校等学び直し支援金の対象となる方

ウ 生徒が高等学校等専攻科修学支援金の対象となる方

■ 注意事項

ア 2 ページ 1、2 及び 3 の「高校生等（生徒）」には、次の方は含まれません。

(給付の対象外となります。)

- ・ 特別支援学校の高等部に在学されている方
- ・ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方(母子生活支援施設の高校生等を除く。)
- ・ 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与を受けている方

イ 2 ページ 3 のア の「高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者のことをいいます。(各都道府県の独自の制度に基づく就学支援を受けている方(例えば過去に国公立私立を問わず高等学校等を卒業又は修了したことがある者)は除きます。)

ウ 給付の決定にあたっては、就学支援金等の受給資格等を確認します。

エ 入学以前に高等学校等に在学期間がある方については、奨学給付金の受給回数等を確認させていただくことがあります。

オ 給付の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

カ **保護者等が高知県外に在住の場合は、その都道府県の制度が適用されます。**

詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

■ 基準日について

ア 7 月以降 10 月末日までに入学する高校生等については、基準日をその入学日として読み替えたうえで、2 ページ 1 から 3 の要件に該当する方が対象となります。

イ 基準日現在、対象高校生等が休学している場合、12 月末までの復学の有無により、受給資格の審査を行います。詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。

■ 高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について

◎ 国籍が日本等

- ・ 日本国籍を有する者
- ・ 特別永住者
- ・ 永住者等（日本人の配偶者・子・特別養子、特別永住者・永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している子）
- ・ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ※1
- ・ 家族滞在者のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者 ※2

◎ 国籍が日本等以外

- ・ 定住者のうち ※1 以外の者
- ・ 家族滞在者のうち ※2 以外の者
- ・ 留学生等（外交、公用、文化活動、留学、研修、特定活動等の在留資格により在留する者）

※令和 8 年度新入生の留学生は、奨学給付金の支給対象外です。

4 給付金の支給額等について

【高等学校】

世帯区分	国公立		私 立	
	全日制 定時制	通信制	全日制 定時制	通信制
① 国籍が日本等※で生活保護受給（生業扶助（高等学校等就学費）措置）世帯	32,300円		52,600円	
② 国籍が日本等※で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が <u>非課税</u> である世帯（①を除く。）	143,700円	50,500円	152,000円	52,100円
③ 国籍が日本等※で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が <u>105,500円未満</u> である世帯（世帯年収270～380万円相当）（②を除く。）	47,900円	16,830円	50,670円	17,370円
④ 国籍が日本等※で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が <u>105,500円以上182,500円未満</u> である世帯（世帯年収380～490万円相当）	35,930円	12,630円	38,000円	13,030円
⑤ 国籍が日本等※以外で生活保護受給（生業扶助（高等学校等就学費）措置）世帯	32,300円		52,600円	
⑥ 国籍が日本等※以外で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が <u>非課税</u> である世帯（⑤を除く。）	143,700円	50,500円	152,000円	52,100円

（対象生徒1人あたり年額）

※ 3ページ「高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について」を確認してください。

- ・在留資格が、「定住者」「家族滞在」のうち、「高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について」の※1・※2以外の場合は、世帯区分⑤または⑥での申請となります。
- ・在留資格が、「留学生等」の場合、新入生（令和8年度入学）は対象外ですが、在校生（令和7年度以前に入学）については世帯区分⑤または⑥での申請が可能です。
- ・給付金は年1回の支給で、通算3回（定時制・通信制は4回）を上限に受給できます。
- ・学び直し支援金の対象となる場合、追加で1回（定時制・通信制は2回）まで受給できます。
- ・世帯年収額はあくまでも目安です。判定は両親等（親権者2名、ひとり親の場合は1名）の所得割の合計金額となります。

【専攻科】

世帯区分	国公立	私 立
① 国籍が日本等※で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が <u>非課税</u> である世帯	50,500 円	52,100 円
② 国籍が日本等※で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が <u>105,500円未満</u> である世帯（世帯年収270～380万円相当）（①を除く。）	16,830 円	17,370 円
③ 国籍が日本等※で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が <u>105,500 円以上264,500円未満</u> かつ <u>扶養する子が3人以上</u> いる世帯（世帯年収380～600万円相当）	12,630 円	13,030 円
④ 国籍が日本等※以外で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が <u>非課税</u> である世帯	50,500 円	52,100 円
⑤ 国籍が日本等※以外で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が <u>105,500円未満</u> である世帯	10,100 円	10,420 円
⑥ 国籍が日本等※以外で保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が <u>105,500円以上264,500円未満</u> かつ <u>扶養する子が3人以上</u> いる世帯	10,100 円	10,420 円

（対象生徒1人あたり年額）

※3ページ「高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について」を確認してください。

- ・在留資格が、「定住者」「家族滞在」のうち、「高校生等本人の国籍・在留資格等の要件について」の※1・※2以外の場合は、世帯区分④～⑥での申請が可能です。
- ・在留資格が、「留学生等」の場合、新入生（令和8年度入学）は対象外になります。在校生（令和7年度以前に入学）については世帯区分④～⑥での申請が可能です。
- ・高等学校等専攻科に在学する生徒については、通算2回を上限に受給できます。
- ・世帯年収額はあくまでも目安です。判定は両親等（主たる生計維持者2名、ひとり親の場合は1名）の所得割の合計金額となります。

5 申請手続きについて

県への提出期限

- **第1回目：令和8年7月31日（金）** 《当日消印有効》
- **第2回目：令和8年11月16日（月）** 《当日消印有効》
（最終締切）

高知県内の高等学校等に在学する場合、学校の指定する締切までに学校に提出してください。

第2回目提出期限を過ぎた場合、今年度の給付金は支給されません。

6 書類の提出先について

- **高知県内**の高等学校等に在学する場合
申請書類等は学校の指定する締切までに、在学する学校へ提出してください。
- **高知県外**の高等学校等に在学する場合
申請書類等は郵送等で高知県の下記担当課に提出してください。

国公立の高等学校等	高知県教育委員会（高等学校課）
私立の高等学校等	高知県知事（私学・大学支援課）

7 奨学給付金の受給資格認定や支給について

- **第1回目期限（7月31日）までに提出した方**
認定結果通知：令和8年10月頃予定
給付金の支給：令和8年10月下旬予定
- **第2回目期限（11月16日）までに提出した方**
認定結果通知：令和8年12月頃予定
給付金の支給：令和8年12月下旬予定
- 認定結果通知は、申請者に対して書面で行います。
- 給付金は、申請書に記載した指定口座に年額を一括で振り込みます。

8 申請にあたっての注意事項

● 申請書等の記入について

- ・ 12～15、20 ページ（専攻科の生徒は 16～19、20 ページ）の記入例を参考に、黒のボールペンではっきりと記入してください。（消せるボールペンは決して使用しないでください。）
- ・ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受給した場合は、給付金の全額を直ちに返還していただくこととなります。

● 給付金の使途について

- ・ 給付金は、生徒の教育費に使用してください。
- ・ 学校に納入しなければならない経費に未納がある場合、給付金の一部又は全部が未納金の納入に充てられることがあります。（残額がある場合、申請者の口座に支給されます。）

提出が必要な書類について

生活保護における高校生等本人に係る生業扶助

（高等学校等就学費）措置世帯の方

（4 ページの世帯区分：①⑤）

● （１）～（４）について、全員提出が必要です。

（１）高知県高校生等奨学給付金受給申請書（様式 1－1・1－2・1－3（その１））

- ・ 黒のボールペンではっきりと記入してください。（記入例：12～15、20 ページ）

（２）生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式 2）

または 生活保護受給証明書

- ・ 令和 8 年 7 月 1 日以降に発行されたもの
- ・ 令和 8 年 7 月 1 日現在の **高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できるもの**

※生活保護受給証明書で確認できない場合は、生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式 2）を提出してください。

（３）在学証明書（様式 3）

- ・ 在籍する高等学校等に証明してもらってください。

(4) 振込口座の分かるもの（預金通帳の写しなど）

- ・申請書に記載した、申請者本人名義の口座情報の分かるもの
- ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できるように、A4サイズ用紙にコピー等してください。

※令和8年7月1日現在、「生活保護を受給しているが、生業扶助（高等学校等就学費）については措置されていない」という世帯の場合、別途、保護者等全員の課税証明書の提出が必要な場合があります。

この場合で、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に当てはまることが確認できた場合、4ページの「世帯区分」は②または⑥となり、9ページに記載されている書類の提出が必要となります。

生活保護受給証明書の発行を受けたら、「生業扶助（高等学校等就学費）」の措置状況について記載されているかどうかご確認ください。

(5) 高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類（該当者のみ）

下記ア・イのいずれかに該当する場合は提出が必要です。

- ア. 高校生等本人が高知県以外の高等学校に在籍している

イ. 高等学校等就学支援金等の認定を受けていない

提出物：

○高校生等本人の国籍が日本等の場合

- ・高校生等本人の「本籍」が記載されている住民票（原本）

○高校生等本人の国籍が日本等以外の場合（①～③のいずれか1つ）

- ① 高校生等本人の「国籍」「在留資格」「在留期間」が記載されている住民票（原本）
- ② 在留カードの写し
- ③ 特別永住者証明書の写し

(6) その他場合により必要な書類（該当者のみ）

下記に該当する場合は提出が必要です。

高校生等本人の在留資格が「家族滞在」のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

提出物：

- ・日本小学校及び中学校の卒業証書の写しまたは卒業証明書（原本）

- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯
 - ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が
105,500 円未満である世帯および
182,500 円未満である世帯
- (4 ページの世帯区分 : ②③④⑥)

● **(1) ～ (4) については全員提出が必要です。**

(1) 高知県高校生等奨学給付金受給申請書 (様式 1 - 1 ・ 1 - 2 ・ 1 - 3 (その 1))

- ・ 黒のボールペンではっきりと記入してください。(記入例 : 12～15、20 ページ)

(2) 保護者等全員の令和 8 年度の課税証明書等 (令和 7 年中の所得に基づくもの)

- ・ 市町村の窓口で発行される課税証明書等を添付してください。
(親権者等が 2 名の場合、必ず 2 名 (両親等) 分をご提出ください。)

(3) 在学証明書 (様式 3)

- ・ 在籍する高等学校等に証明してもらってください。

(4) 振込口座の分かるもの (預金通帳の写しなど)

- ・ 申請書に記載した、申請者本人名義の口座情報の分かるもの
- ・ 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人 (漢字表記・カナ表記のいずれも必要) が確認できるように A 4 サイズ用紙にコピー等してください。

(5) 扶養誓約書 (様式 7) (該当者のみ)

下記に該当する方は、扶養状況を確認するため、提出が必要です。(記入例 20 ページ)

高知県高校生等奨学給付金受給申請書 (様式 1 - 3 (その 1)) 【1】.保護者等の収入の状況についての (2) について、⑤又は⑥に該当する方

※ただし⑤に該当する方のうち、生徒が在学中に成人し、18 歳となる日の前日において親権者であった方については、提出不要です。

(6) 高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類 (該当者のみ)

下記ア・イのいずれかに該当する場合は提出が必要です。

ア.高校生等本人が高知県以外の高等学校に在籍している
イ.高等学校等就学支援金等の認定を受けていない

提出物 :

○高校生等本人の国籍が日本等の場合

- ・ 高校生等本人の「**本籍**」が記載されている住民票 (原本)

○高校生等本人の国籍が日本等以外の場合 (①～③のいずれか 1 つ)

- ① 高校生等本人の「**国籍**」「**在留資格**」「**在留期間**」が記載されている住民票 (原本)
- ② 在留カードの写し
- ③ 特別永住者証明書の写し

（７）その他場合により必要な書類（該当者のみ）

下記に該当する場合は提出が必要です。

高校生等本人の在留資格が「家族滞在」のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

提出物：

- ・日本小学校及び中学校の卒業証書の写しまたは卒業証明書（原本）

専攻科の生徒で、

- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯
- ・保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が
105,500 円未満である世帯および
105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養する子が 3 人以上いる世帯

（５ページの世帯区分：①～⑥）

●（１）～（４）については全員提出が必要です。

（１）高知県専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書

（様式 1－1・1－2・1－3（その１））

- ・黒のボールペンではっきりと記入してください。（記入例：16～19 ページ）

（２）保護者等全員の令和 8 年度の課税証明書等（令和 7 年中の所得に基づくもの）

- ・市町村の窓口で発行される課税証明書等を添付してください。

（３）在学証明書（様式 2）

- ・在籍する高等学校等に証明してもらってください。

（４）振込口座の分かるもの（預金通帳の写しなど）

- ・申請書に記載した、申請者本人名義の口座情報の分かるもの
- ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できるように A 4 サイズ用紙にコピー等してください。

(5) 扶養誓約書（様式6）（該当者のみ）

下記に該当する方は、扶養状況を確認するため、提出が必要です。（記入 20 ページ）

専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書（様式 1 - 3）の【1】.生計維持者の収入等の状況について】（1）③又は④に該当する方。

(6) 扶養親族申告書（5 ページ世帯区分③⑥）（該当者のみ）

扶養する子が3人以上いる世帯は、扶養状況を確認するため提出が必要です。

(7) 生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認書類（該当者のみ）

下記ア・イのいずれかに該当する場合は提出が必要です。

- ア. 生徒本人が高知県以外の高等学校に在籍している
イ. 高等学校等専攻科修学支援金等の申請をしていない

提出物：

○生徒本人の国籍が日本等の場合

- ・生徒本人の「本籍」が記載されている住民票（原本）

○生徒本人の国籍が日本等以外の場合（①～③のいずれか1つ）

- ①生徒本人の「国籍」「在留資格」「在留期間」が記載されている住民票（原本）
- ②在留カードの写し
- ③特別永住者証明書の写し

(8) その他場合により必要な書類（該当者のみ）

下記に該当する場合は提出が必要です。

生徒本人の在留資格が「家族滞在」のうち日本の小学校、中学校及び高等学校を卒業し、高等学校等専攻科終了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

提出物：

- ・日本小学校、中学校及び高校等の卒業証書の写しまたは卒業証明書（原本）

記入例（受給申請書）

黒のボールペンではっきりと記入してください。（消せるボールペンは使用しないでください）

※記入例は、実際の申請書様式と異なる場合があります。

様式1-1(その1)

記入した日付（7月1日以降）

令和 8 年 7 月 〇 日

必ずご一読のうえ、□に✓印を
つけてください。（5つ全て）

（委員会）様

高知県高校生等奨学給付金受給申請書

◆次の5つの事項を必ず確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は高知県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費が措置されている場合は、給付の対象外となります）の支弁対象ではありません。
- ☒ 高知県高校生等奨学給付金の支給要件の該当性等を審査するため、対象となる高校生等の就学支援金・学び直し支援金の受給資格等の確認を行うことなど当該給付金に係る事務処理上必要がある場合は、関係機関に対する調査を実施することについて同意します。

児童福祉法による児童入所施設（母子生活支援施設を除く）に入所中で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、給付の対象外となります。

すべて令和8年7月1日現在の状況により記入してください（※7月～10月入学の場合は入学日現在の状況）

住所は、住民票の住所を記入
してください。

〒 780 - 9999	高知	フリガナ	クロシオ	カツオ
高知市〇〇町99番地 △△アパート101号室		申請者氏名	黒潮	勝男
080-9999-9999		生年月日	昭和・平成〇年〇月〇日	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他（ ）			
給付金の払込口座（申請者名義の口座に限りします。）				
金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号	
四国銀行	県庁支店	① 普通 2 当座	フリガナ 口座名義 クロシオ カツオ 黒潮 勝男	

【1】記入が必要となる様式について

（次の①～④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。様式1-3はすべての申請で記入が必要な様式です。別紙は記入上の注意です。）

①	☒	高等学校等就学支援金等の認定を受けており、申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同一です。
⇒ 様式1-2の【1】・【2】、様式1-3 を記入してください。		
②	☐	高等学校等就学支援金等の認定を受けており、申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なります。
⇒ 様式1-2の【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。		
【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】		
	☐	高等学校等就学支援金等の認定を受けており、さうだいで、通う学校の所在する都道府県が異なります。
⇒ 様式1-3 を記入してください。		
	☐	高等学校等就学支援金等の認定を受けており、さうだいで、通う学校の所在する都道府県が異なります。
⇒ 様式1-3 を記入してください。		
【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】		

記入した口座の情報（通帳等）をA4サイズ用紙にコピー等して提出してください。

高等学校等就学支援金等の認定状況と、在住の都道府県について、①～④の該当箇所に✓をしてください。記入箇所・添付書類が異なるのでご注意ください。（記入例は①に該当する場合のものです。）

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業
ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

様式1-2に続く

【1】対象となる高校生等について

フリガナ	クロシオ	タロウ	生年月日	昭和 02年	〇年	〇月	〇日
氏名	黒潮	太郎	学年・年齢	〇年	令和8年7月1日現在年齢		〇歳
在学する学校	学校の名称	高知県立〇〇高等学校					
		国立・公立・私立					
	学校の種類・課程・学科	①高等学校(全日制)					
	学校の所在地	高知 〇〇市 〇〇区 〇〇町 〇〇番地					
在学期間	令和〇年〇月〇日～		※当校での高知県高校生奨学給付金の受給回数は今回で何回目ですか。(〇で囲む。)		1回目 2回目 3回目・()回目		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	高知県立〇〇高等学校		令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	学校の種類・課程・学科	①高等学校(全日制)	
	立			年 月 日	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	
	立				在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明	
	立						

現在在学している学校以外で、過去に高等学校等に在学していた場合は、もれなく記入してください。

【2】高等学校等就学支援金等の認定状況について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

☒ 高等学校等就学支援金等の認定を受けています。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

① ☐ 日本国

② ☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③ ☐ 特別永住者

④ ☐ 永住者

⑤ ☐ 日本人の配偶者等

在留期間(満了日)

(西暦)

年

月

日

⑥ ☐ 永住者の配偶者等

⑦ ☐ 定住者

在留期間(満了日)

(西暦)

年

月

日

日本国に永住する意思の有無

☐ はい(あり)

☐ いいえ(なし)

⑧ ☐ 家族滞在

在留期間(満了日)

(西暦)

年

月

日

日本国の小学校の卒業の有無等

☐ 卒業した

☐ 卒業していない

小学校名

所在地

都・道・府・県

日本国の中学校の卒業の有無等

☐ 卒業した

☐ 卒業していない

中学校名

所在地

都・道・府・県

日本国で就労する意思の有無

☐ はい(あり)

☐ いいえ(なし)

⑨ ☐ 上記以外の在留資格(留学等)

在留期間(満了日)

(西暦)

年

月

日

裏面に続く

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。)
※日本国籍の高校生等は①のみ選択可能。

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

① ☐ 「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）

※国籍が「日本国」の生徒は、必ず、本籍地が記載されたもの

※国籍が「日本国」以外の生徒は、必ず、国籍・在留資格・在留期間を記載したもの

② ☐ 「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。

③ ☐ 「在留カードの写し（コピー）」を添付します。

④ ☐ 以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。

以下のすべてに該当

- ・ 令和 8 年 3 月 31 日以前から引き続き在学している者
- ・ 国籍が「日本国以外」
- ・ 「生活保護受給世帯」又は「令和 8 年度の住民税が非課税である世帯」

かつ

以下のいずれかに該当

- ・ 在留資格が「定住者」で、日本国で就労する意思がない場合
- ・ 在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合
- ・ 在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない等

【4】については

様式 1 - 1 の【1】が

① の場合記入不要

② ・ ③ ・ ④ の場合記入必要

(② ・ ③ ・ ④ は添付書類も必須)

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤⑥の□にレ印を付けて、必要書類の添付をしてください。)

・ 【3】(2)⑧の「日本国の小学校及び中学校の卒業の有無等」について『卒業した』に☑を付けた

・ 【3】(2)⑧の「日本国で就労する意思の有無」について『はい(あり)』に☑を付けた

⑤ ☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。

⑥ ☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。

様式 1 - 3 に続く

様式1-3 (その1)

【1】保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）を受給している場合

生活保護における**高校生等本人に係る生業扶助**

（2）次の者の課税証明書等を提出します。⑤又は⑥に該当する場合は、必ず□にレ印を付けてください。

（高等学校等就学費）措置世帯の方は（1）に、
それ以外の世帯の方は（2）①～⑥のいずれか一つに✓印を付けてください。

① ☒ 親権者（両親）2名分

② ☐ 親権者1名分

（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）

③ ☐ ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等

④ ☐ 未成年後見人（ ）名分

・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合

（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分）

※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。

⑤ ☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者
・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する
・持する者に変更がない場合

【令和8年7月1日時点で生徒が成人している場合】

生徒が在学中に成人した場合で18歳となる日の前日において親権者（両親）が2人存在する場合は④、親権者が1名存在する場合は、⑤にレ印を付けてください。

⑥ ☐ 主たる生計維持者1名分

・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、

・成人に達しているが主たる生計維持者が存在しない場合

⑦ ☐ 高校生等本人

・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（3）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人等）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を納付していない場合

⑤又は⑥に該当する場合は必ず、扶養誓約書をご提出ください。（記入例20ページ）

（4）課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。（(3)の場合は、記載不要です。）

氏名	生徒との続柄
黒潮 勝男	父

氏名	生徒との続柄
黒潮 花子	母

※（2）及び（3）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☒ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

生活保護における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校就学費）措置世帯以外の方は必ず□に✓印が必要です。

記入例（受給申請書） ※専攻科の生徒用

様式1-1（その1）

記入した日付（7月1日以降）

必ずご一読のうえ、□に✓印をつけてください。（5つ全て）

会）様

令和 8 年 〇 月 〇 日

県専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申

児童福祉法による児童入所施設（母子生活支援施設を除く）に入所中で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、給付の対象外となります。

◆次の5つの事項を必ず確認の上、□にレ点を付けてください。

- ☒ この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は高知県以外の都道府県に専攻科の生徒への奨学のための給付金（以下、「専攻科給付金」といいます。）を受給する者です。
- ☒ この申請の対象となる生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支弁対象ではありません。
- ☒ 高知県高等学校等専攻科奨学給付金の支給要件の該当性等を審査するため、対象となる生徒の高等学校等専攻科修学支援金の受給資格等の確認を行うことなど当該給付金に係る事務処理上必要がある場合は、関係機関に対する調査を実施することについて同意します。

すべて令和8年7月1日現在の状況により記入してください（※7月～10月入学の場合は入学日現在の状況）

高知県専攻科の生徒への奨学のための給付金の支給要件の該当性等を審査するため、高知県が必要として求めた関係書類を添えて高知県専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給を、申請します。

申請者住所等	〒 780 - 9999 高知県 高知市〇〇町99番地 △△アパート101号室	フリガナ	クロシオ	カツオ
申請者氏名	黒潮	勝男		
連絡先:電話番号	TEL 080-9999-9999	生年月日	昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日	
高校生等との関係	親権者・主たる生計維持者	住所は、住民票の住所を記入してください。		
金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義
四国銀行	県庁支店	① 普通 2 当座	0 1 2 3 4 5 6	クロシオ カツオ 黒潮 勝男

【1】記入が必要となる様式について

（次の①～④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。様式1-3はすべての申請で記入が必要な様式です。別紙は記入上の注意です。）

- ① ☒ 高等学校等専攻科修学支援金等の申請をしており、申請者の在住する都道府県と生徒が通う学校の所在する都道府県が同じです。
⇒ 様式1-2の【1】・【2】、様式1-3 を記入してください。
- ② ☐ 高等学校等専攻科修学支援金等の申請をしており、申請者の在住する都道府県と生徒が通う学校の所在する都道府県が異なります。
⇒ 様式1-2の【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。
【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
- ③ ☐ 高等学校等専攻科修学支援金等の申請をしており、申請者の在住する都道府県と生徒が通う学校の所在する都道府県が異なります。
⇒ ①に該当する生徒:様式1-2の【1】・【2】、様式1-3 を記入してください。
⇒ ②に該当する生徒:様式1-2の【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。
【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
- ④ ☐ 高等学校等専攻科修学支援金等の申請をしておりません。
⇒ 様式1-2の【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。
【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

記入した口座の情報（通帳等）をA4サイズ用紙にコピー等して提出してください。

高等学校等専攻科修学支援金等の申請状況と、在住の都道府県について、①～④の該当箇所に✓をしてください。記入箇所・添付書類が異なるのでご注意ください。（記入例は①に該当する場合のものです。）

様式1-2に続く

【1】対象となる生徒について

フリガナ	クロシオ	タロウ	生年月日	昭和 55年	〇 年 〇 月 〇 日
氏名	黒潮	太郎	学年・年齢	〇 年	※令和5年7月1日現在年齢 〇 歳
高等学校等 専攻科	学校の名称	高知県立〇〇高等学校 国立・公立・私立			
	学校の所在地	高知 都道 高知 市町村 ××町1〇〇番地			
	在学期間	令和〇 年 〇 月 〇 日 ~	※当校での高知県専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給回数は今回で何回目ですか。(〇で囲む。)		1回目 2回目 3回目・()回目
過去の高等学校等 専攻科における 在学期間	学校名	高知県立〇〇高等学校	令和〇 年 〇 月 〇 日 ~ 令和〇 年 〇 月 〇 日	学校の種類・課程・学科	①高等学校(専攻科)
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

現在在学している学校以外で、過去に高等学校等専攻科に在学していた場合は、もれなく記入してください。

【2】高等学校等専攻科修学支援金の申請状況について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

☒ 高等学校等専攻科修学支援金の申請をしています。

【3】生徒の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

- ① ☐ 日本国
② ☐ 日本国以外

(上記(1)で「日本国以外」を選択した場合は、次の③~⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

- ③ ☐ 特別永住者
④ ☐ 永住者

⑤ ☐ 日本人の配偶者等

⑥ ☐ 永住者の配偶者等

⑦ ☐ 定住者

⑧ ☐ 家族滞在

⑨ ☐ 上記以外の在留資格(留学等)

在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

日本国に永住する意思の有無 ☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)

在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

☐ 卒業した ☐ 卒業していない

日本国の小学校の卒業の有無等

小学校名

所在地

都・道・府・県

☐ 卒業した ☐ 卒業していない

日本国の中学校の卒業の有無等

中学校名

所在地

都・道・府・県

☐ 卒業した ☐ 卒業していない

日本国の高等学校の卒業の有無等

高等学校等名

所在地

都・道・府・県

日本国で就労する意思の有無 ☐ はい(あり) ☐ いいえ(なし)

在留期間(満了日) (西歴) 年 月 日

【3】については、

様式1-1【1】が

① の場合：記入不要

②・③・④の場合：記入必要

裏面に続く

様式1-2 (その1)

【4】生徒の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～④のいずれかの□にレ印をつけてください。)
※日本国籍の生徒は①のみ選択可能。

生徒本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

- ① ☐ 「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。
※国籍が「日本国」の生徒は、必ず、本籍地が記載されたものであること。
※国籍が「日本国」以外の生徒は、必ず、国籍・在留資格・在留期間の書類を添付します。
- ② ☐ 「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。
- ③ ☐ 「在留カードの写し（コピー）」を添付します。
- ④ ☐ 以下に該当するため、①～④のいずれの書類も添付しません。

以下のすべてに該当

- ・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者
- ・国籍が「日本国以外」
- ・「生活保護受給世帯（外国人を含む）」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」

かつ

以下のいずれかに該当

- ・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合
- ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合
- ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校、中学校及び高等学校等を卒業していない場合

等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑤～⑦の□にレ印を付けてください。)

- ・【3】(2)⑧の「日本国の小学校及び中学校の卒業の有無等」について『卒業した』に☑を付けた
 - ・【3】(2)⑧の「日本国で就労する意思の有無」について『はい(あり)』に☑を付けた
- ⑤ ☐ 「日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。
- ⑥ ☐ 「日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。
- ⑦ ☐ 「日本国の高等学校等の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。

【4】については

様式1-1の【1】が

① の場合記入不要

② ・③ ・④の場合記入必要

(② ・③ ・④は添付書類も必須)

様式1-3に続く

様式 1-3 (その1)

【1】生計維持者の収入等の状況について (該当する口にレ印を付けてください。)

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。③又は④に該当する場合は課税証明書に加え、扶養誓約書も提出してください。又下記の※印に該当する場合は課税証明書等に加え、扶養親族申告書も提出してください。

※ 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる。

(1) ①～④のいずれか一つに✓印をつけてください。

①	☒ 父母2名分
②	父母1名分 ・離婚、死別等により父母が1名の場合、 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は③又は④のいずれかの口にレ印を付けてください。
③	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・父母が存在しない場合
④	☐ 生徒本人 ・父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄
高知 勝男	父

氏名	生徒との続柄
高知 花子	母

(1) ③又は④に該当する方の課税証明書を提出される場合は、扶養状況の確認のため、扶養誓約書の提出が必要です(記入例 20 ページ)。

記入例（扶養誓約書）

専攻科の場合様式 6

様式 7

申請書に記入した日付（7月1日以降）
と同じ日としてください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

扶 養 誓 約 書

生徒や兄弟姉妹を扶養している生計維持
者、高校生等（生徒）本人等の住所・氏名
を記入してください。

様

扶養者住所：高知市○○町○○番地□□アパート△△号

扶養者氏名：高知 勝男

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

☒ この誓約書の記載内容は、事実と相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

①被扶養者氏名	高知 太郎
①被扶養者との続柄（注）	子
②被扶養者氏名	
②被扶養者との続柄（注）	
③被扶養者氏名	
③被扶養者との続柄（注）	

（注）扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

対象確認シート①

質問1：保護者（注）等の居住地は高知県ですか？

YES → 質問2：令和8年7月1日現在、高等学校等に在学していますか？

NO → 各都道府県により、申請書類の提出期限が異なるため、早急に保護者等が居住する都道府県に詳細をご確認ください。

質問2：YES → 質問3：在学する高校生等の国籍は日本ですか？

質問2：NO → 該当しません

質問3：YES → 質問4：令和8年7月1日現在、生活保護における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていますか？

質問3：NO → 対象確認シート②へ（22ページ）

質問4：YES → 「世帯区分①・生業扶助措置世帯」です。

質問4：NO → 質問5：保護者等全員の「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」が非課税（0円）ですか？

質問5：YES → 「世帯区分②・非課税世帯」です。

質問5：NO → 質問6：保護者等全員の「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」が182,500円未満ですか？

質問6：YES → 「世帯区分③または④」です。

質問6：NO → 該当しません

提出書類は7～8ページで確認

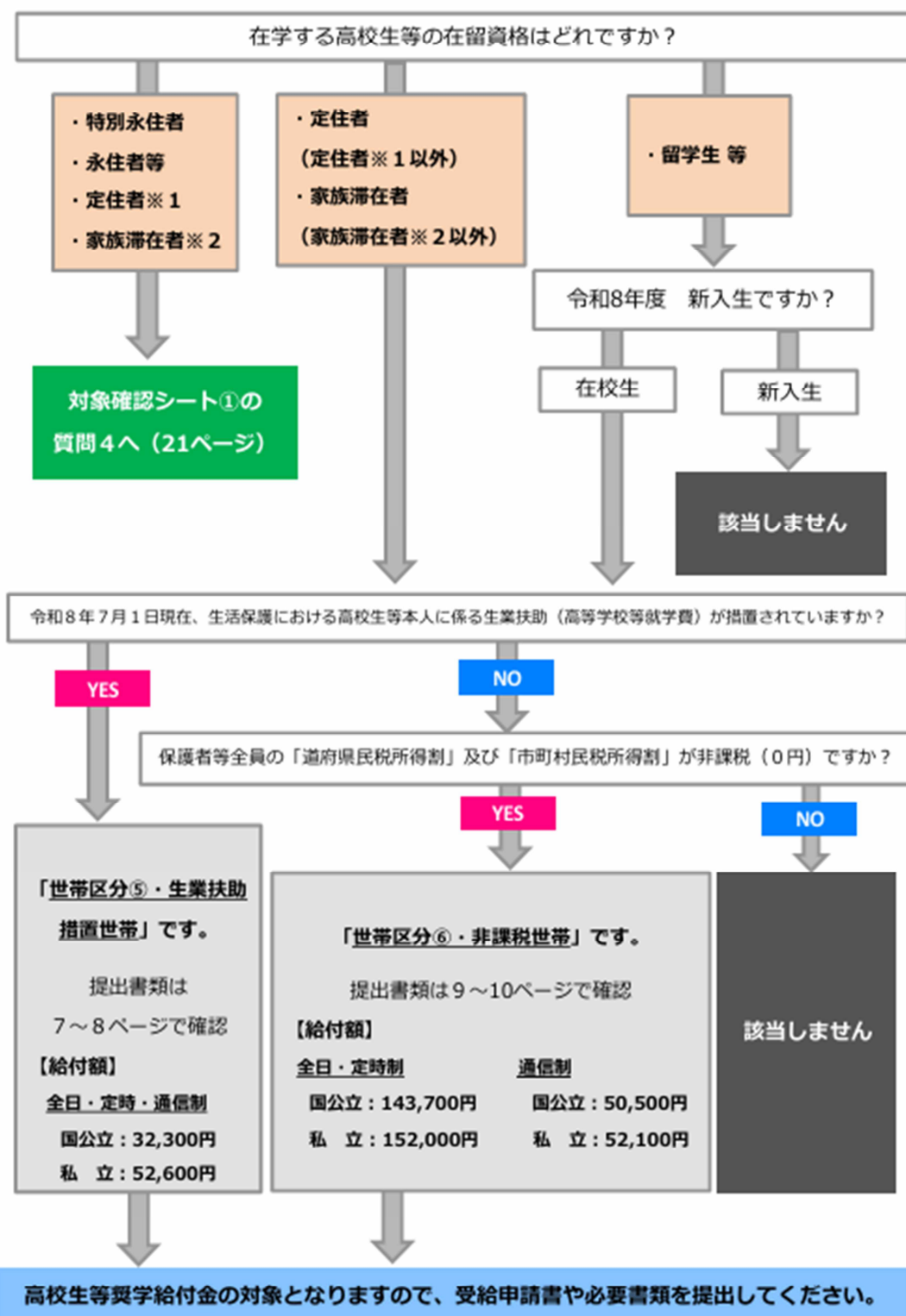
提出書類は9～10ページで確認

提出書類は9～10ページで確認

高校生等奨学給付金の対象となりますので、受給申請書や必要書類を提出してください。

（注） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

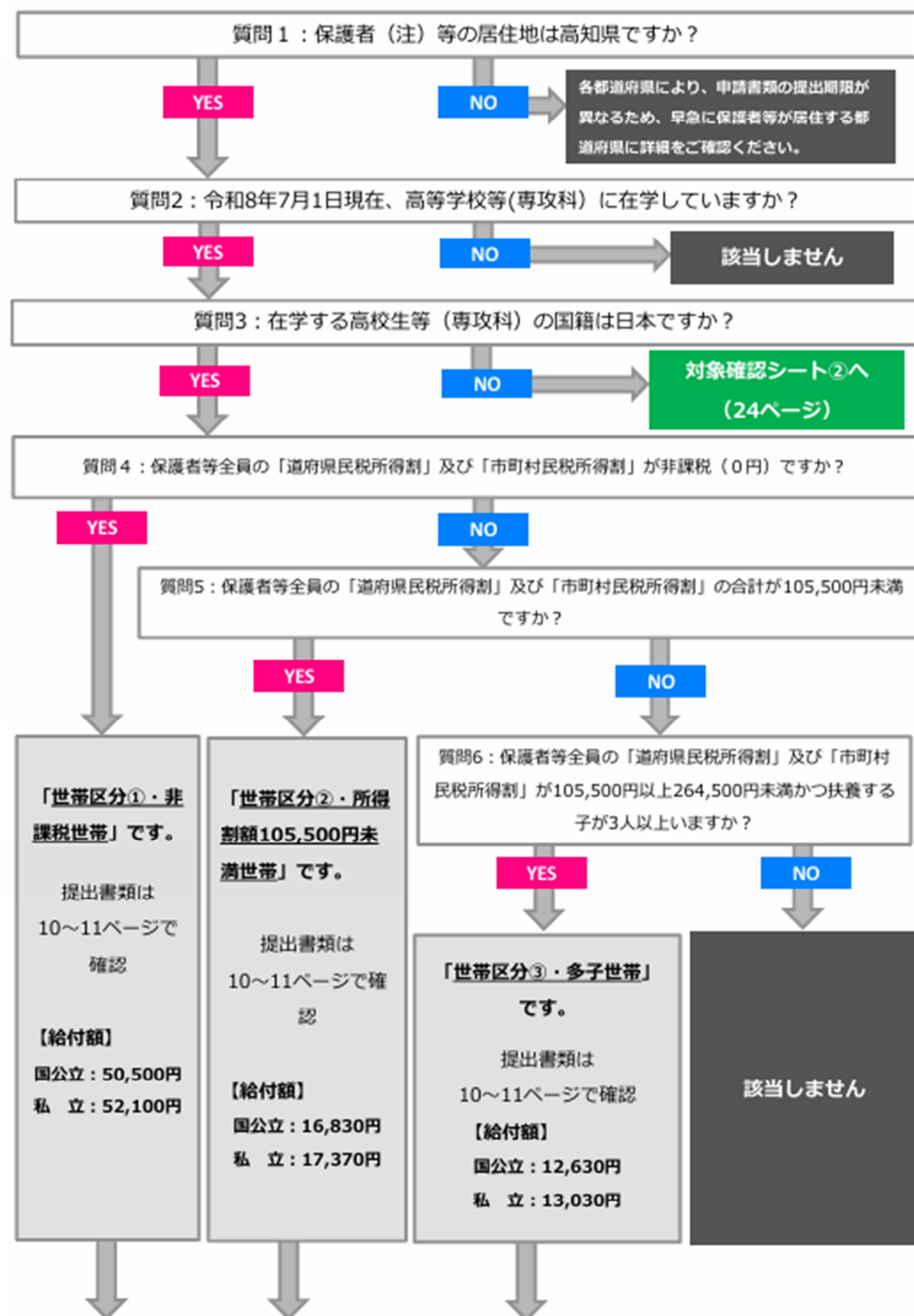
【全日制・定時制・通信制】 対象確認シート②



※1 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者

※2 家族滞在者のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

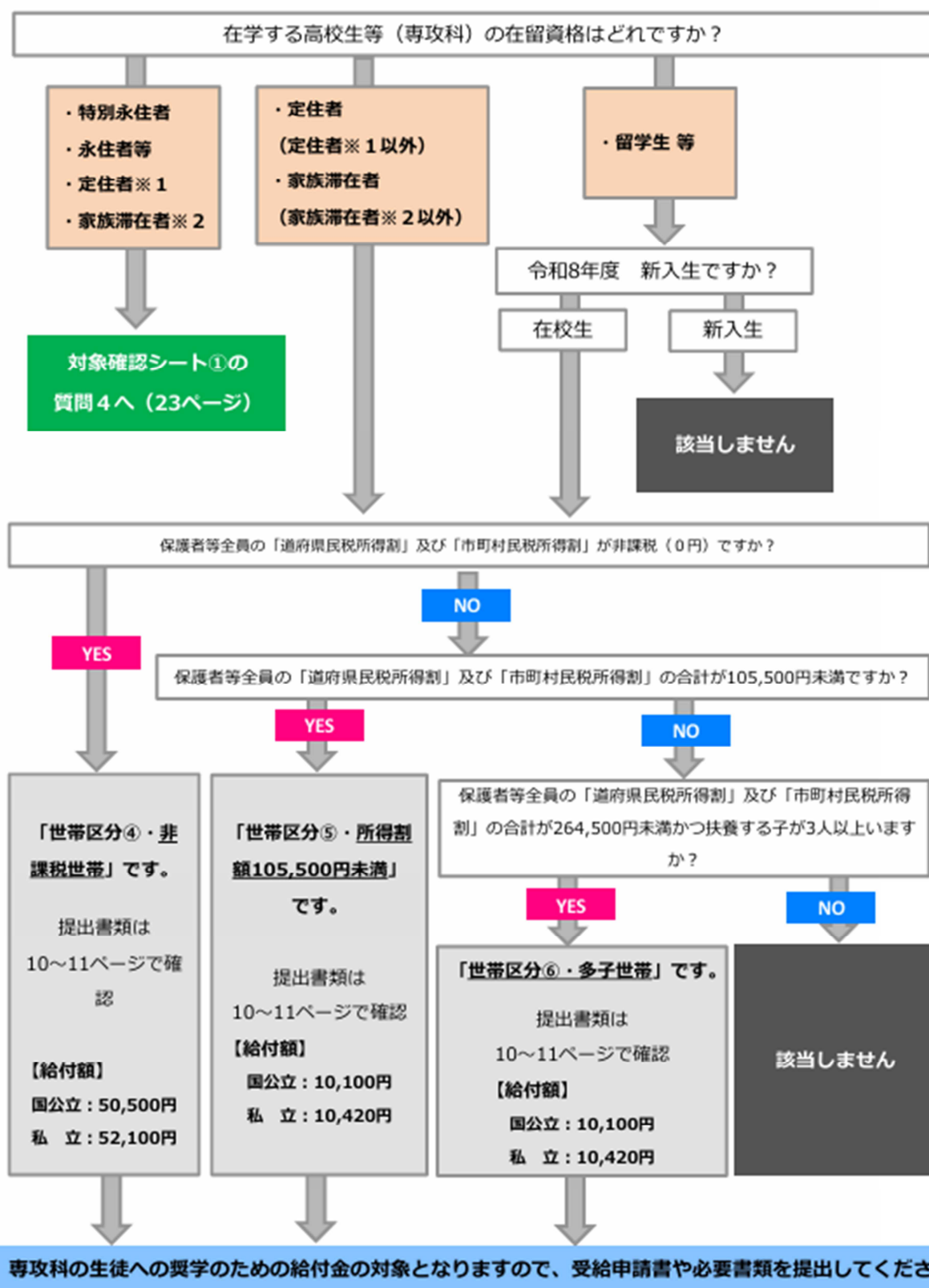
対象確認シート①



専攻科の生徒への奨学のための給付金の対象となりますので、受給申請書や必要書類を提出してください。

（注） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

【専攻科】 対象確認シート②



※1 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者

※2 家族滞在者のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

よくあるお問い合わせ

奨学給付金の支給対象について

Q：保護者（親権者）のうち1名が海外赴任中で、日本国内に住所を有しないため、課税証明書等の提出ができません。この場合、奨学給付金の支給対象となりますか？

A：海外赴任等で日本国内に住所を有しないことから、保護者（親権者）全員の課税証明書等を提出できない場合は、奨学給付金の対象外となります。

書類の提出が必要な保護者等について

Q：保護者（親権者）2名のうち1名は無職です。課税証明書等はそれぞれ提出が必要ですか？

A：保護者（親権者）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認する必要がありますので、2名分とも提出してください。

Q：両親の収入に加え、同じ世帯の姉（22歳）も働いて収入を得ています。姉の課税証明書等についても提出する必要がありますか？

A：保護者等（親権者）の課税証明書等のみの提出でかまいません。

Q：生徒本人が成人している場合、誰の課税証明書等を提出すればよいですか？

A：原則として生徒本人（主たる生計維持者がいる場合は主たる生計維持者1名分）の課税証明書等の提出が必要です。ただし、生徒が在学中に成人した場合で18歳となる日の前日において親権者が存在しており、未成年の時点から申請の時点（令和8年7月1日時点）まで生計を維持するものに変更がない場合は、親権者であった者（両親）の課税証明書等を提出してください。

Q：両親は離婚し、親権は父にありますが、現在は母と生活しています。この場合、母が奨学給付金の申請をすることは可能ですか？

A：奨学給付金の支給対象となる保護者等については、原則として親権者となります。よって、この場合は父親が申請者となります。ただし、特別な事情により親権者の書類提出が困難な場合は学校までお問い合わせください。

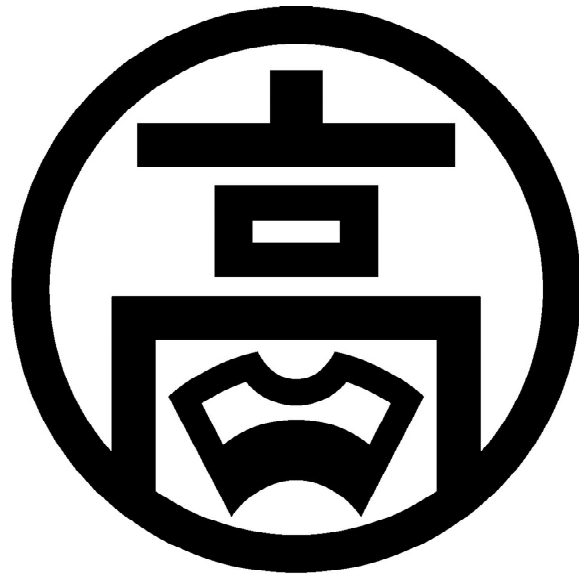
提出書類や支給額について

Q：複数の高校生等がいる場合、課税証明書等はそれぞれ原本の提出が必要ですか？

A：高知県への申請の場合、コピーの利用が可能です。コピーした課税証明書等を提出する場合、余白に「原本は〇〇高校（生徒氏名）の書類に添付」と記入してください。

Q：生徒の保護者（親権者）は父親ですが、生徒を含む世帯全員が国民健康保険に加入しており、世帯主は生徒の祖父となっています。書類についてはどのように記入すればよいですか？

A：奨学給付金の申請者は保護者（親権者）である父親となります。



きらっと いまいま あったかい

高知家の教育

詳しくは、生徒が在学している学校または下記の連絡先までお問い合わせください。

提出先・お問い合わせ先

●高校生等が国公立の高等学校等に在籍している場合

高知県教育委員会事務局 高等学校課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52 高知県庁西庁舎

TEL (088)821-4851 FAX (088)821-4547

●高校生等が私立の高等学校等に在籍している場合

高知県文化生活部 私学・大学支援課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52 高知県庁西庁舎

TEL (088)821-4690 FAX (088)821-4710